

議案第 85 号

松阪市都市計画税条例の一部改正について

松阪市都市計画税条例（平成 17 年松阪市条例第 106 号）の一部を次のように改正する。

平成 25 年 5 月 31 日 提出

松阪市長 山 中 光 茂

松阪市都市計画税条例の一部を改正する条例

松阪市都市計画税条例（平成 17 年松阪市条例第 106 号）の一部を次のように改正する。

附則第 4 項から第 6 項までの規定中「第 2 項」を「附則第 2 項」に改める。

附則第 11 項中「、第 5 項、第 14 項、第 18 項から第 26 項まで、第 28 項、第 30 項、第 32 項若しくは第 36 項」を「、第 12 項、第 16 項から第 24 項まで、第 26 項、第 27 項、第 29 項若しくは第 33 項」に改める。

附 則

（施行規則）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の松阪市都市計画税条例（以下「新条例」という。）の規定は、平成 25 年度以後の年度分の都市計画税について適用し、平成 24 年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。